

(参考)

豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業について

1 計画の概要

- (1) 事業者
愛知県（企業庁）
- (2) 事業実施区域の位置
岡崎市^{とんびゅう}富尾町、^{ほつきゅう}保久町及び^{そとやま}外山町
豊田市^{かぶらき}蕪木町、^{しもやまたしろ}下山田代町、^{たおり}田折町及び^{あららぎ}蘭町地内
- (3) 事業規模
対象事業実施区域 約652ヘクタール
(改変区域 約270ヘクタール、非改変区域約380ヘクタール)

2 環境影響評価手続

平成19年	7月 6日	方法書の公告・縦覧（～8月6日）
	8月20日	住民意見の提出期限
	8月31日	住民意見の概要の送付
	9月 6日	愛知県環境影響評価審査会への諮問
	11月22日	愛知県環境影響評価審査会からの答申
	11月28日	方法書に対する知事意見の通知
平成23年	2月25日	準備書の公告・縦覧（～3月24日）
	4月 7日	住民意見の提出期限
	5月 2日	住民意見の概要等の送付
	5月13日	愛知県環境影響評価審査会への諮問
	8月19日	愛知県環境影響評価審査会からの答申
	8月26日	準備書に対する知事意見の通知

(今後の手続)

今後、事業者（愛知県企業庁）は愛知県知事意見等を踏まえ、環境影響評価書を作成することとなります。